

経営安定関連保証 5号利用のご案内 (セーフティネット保証 5号)

業況の悪化している業種に属する中小企業・小規模事業者を支援する保証制度「セーフティネット保証5号」の令和2年4月1日～令和2年6月30日の期間の業種が、587業種指定されました。
概要をご確認の上、経営の安定を図るためにご利用ください。
※引き続き指定されている業種等、当該制度に係る詳細については、中小企業庁HPをご覧いただくなか、山梨県信用保証協会保証企画課までお気軽にお問い合わせください。

●制度概要

対象者	指定業種に属する事業を行う中小企業者であって、以下のいずれかの要件を満たすことについて、市区町村長の認定を受けた中小企業者。 (イ) 最近3ヶ月間の売上高等が前年同期比5%以上減少の中小企業者。 ※時限的な運用緩和として、2月以降直近3ヶ月の売上高が算出可能となるまでは、直近の売上高等の減少と売上高見込みを含む3ヶ月間の売上高等の減少でも可。 例) 2月の売上高実績+3月、4月の売上高見込み (ロ) 製品等原価のうち20%以上を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず製品等価格に転嫁できていない中小企業者。
-----	--

●保証割合

80%（金融機関の選択する責任共有制度方式）

●セーフティネット保証 5号のメリット

①保証枠が大きい！

一般の保証（限度額2億8千万円）とは**別枠**の保証（限度額**2億8千万円**）となります。

内訳は普通保証2億円、無担保保証8千万円まで。

※限度額は、既存のセーフティネット保証、景気対応緊急保証及び災害関係保証の残高との合算となります。

②保証料率が低い！

保証料率は一律**0.80%**（年）

一般の保証料率（平均1.35%）より低い設定となります。

③長期の保証で安心！

保証期間最長**10年間**、措置期間最長**1年**となります。

★さらに金利が低利で固定な、山梨県の制度融資「経済変動対策融資（不況業種対策関係）」もご利用できます！